

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年12月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第13号

専 決 処 分 書

令和3年3月19日午後3時50分頃天理市三昧田町元西方15番1先の市道4号  
丹波市朝和線上で発生した物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額に  
より示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月  
天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和3年9月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 578,487円